

仕 様 書

台帳No.
道路河川建設課

業務名	令和7年度 道路橋定期点検業務（その4）
-----	----------------------

下 関 市

仕 様 書

道路河川建設課

		課 長	課長補佐	係 長	係 員	検 算	設計者		
年 度	令和 7 年 度	場 所		下関市 市内一円					
業 務 名	令和 7 年度 道路橋定期点検業務（その 4）								
業 務 概 要									
	点検橋梁 N= 37 橋								
	道路橋定期点検業務 一式								
	履 行 期 間	年 月 日 から 令和 8 年 3 月 13 日 まで							
設 計 金 額 (元 設 計 金 額)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
変更設計額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
精算見込額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
設 計 用 紙 下 関 市									

設計書（金抜き）

施 工 年 度 令和 7 年度

路 線・河 川 名

工 事（業 務）名 令和 7 年度 道路橋定期点検業務（その 4 ）

工 事（業務）場 所 下関市 市内一円

箇 所 コ ー ド

発注者が求める仕様について

設計書（金抜き）に記載するもののうち、発注者が求める仕様は以下に示すものとする。

- (1) 目的物の設計数量
- (2) 工事に使用する材料の規格及び品質
- (3) 特記仕様書や施工条件書等に定めのあるもの

その他（注意事項）

- (1) 入札時の見積りについて
入札時の見積りにあたっての名称、規格、数量、単位等は、設計書（金抜き）によること。
- (2) 仮設、施工方法等
仮設、施工方法その他工事の目的物を完成させるために必要な一切の手段については、特記仕様書、施工条件書等に定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。
従って、原則として変更設計の対象とはならない。
- (3) 建設機械の指定について
設計書（金抜き）に記載されている建設機械の機種や規格等のうち、施工条件書等で指定していないものは、積算上参考として標準的な機種等記載しているものであり、指定事項ではない。
従って、原則として変更設計の対象とはならない。
- (4) 積算条件について
設計書（金抜き）に記載されている現場固有の条件（施工条件(施工規模や土質等)、見積により決定した歩掛、現場条件により決まる交通誘導員の人数や仮設材の供用日数等、条件明示なしでは算出困難な日当り施工量や人役等）については、積算にあたって設定したものを積算上参考として記載しているものである。
従って、これらの条件に変更があった場合には設計変更の対象となる。
なお、施工代価表内の例のような表記は、当該施工代価表における積算条件を示している。
(例) A=1 土砂 B=1 オープンカット
- (5) 週休2日の補正について
週休 2 日モデル工事の補正対象となる単価コードについては、該当する工種の施工代価表の備考欄へ週休補正区分とこれに対応した補正率を記載している。
ただし、施工パッケージ型積算方式についてはこの記載がないため留意すること。
(例) 4 週 8 休 (× 1.04)

総括情報表

頁 -0002

事務所	60 下関市		
適用単価地区	14 下関市（旧市内）		
適用基準日	00-07.04.01(0)		
発注区分 成果品作成区分(測量) 施工管理費区分(地質調査) 成果品作成区分(設計) 電子計算機使用料自動計上	41 一般（土木） 00 計上なし 00 計上なし 00 計上なし 01 自動計上しない		
		【代価表の諸雑費】 #09 ... 単位数当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように所定の諸雑費率以内で端数を計上している。 #91, #92, #99 ... 単位数当りの代価表の合計金額が、有効数字4桁になるように端数を計上している。 (#01～#08では、有効数字4桁になるような端数計上はしていません。)	

* 設計業務委託費 *

内訳表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
設計業務委託費						X3000
1- 2 巡目点検						Y1999
2- 職員点検_一般橋梁_規制無						Y2999
一般橋梁 職員点検 規制無 幅員 4 m程度 橋長 2 m以上 5 m以下	28		橋			V000031 00 単第0 -0001 表
一般橋梁 職員点検 規制無 幅員 8 m程度 橋長 2 m以上 5 m以下	6		橋			V000035 00 単第0 -0005 表
一般橋梁 職員点検 規制無 幅員 1 2 m程度 橋長 2 m以上 5 m以下	3		橋			V000042 00 単第0 -0007 表
2- 打合せ協議 中間 2 回						Y2999
打合せ等 中間打合せ回数=2回	1		業務			SY210009 00 単第0 -0009 表
* * 直接人件費 * *						

* 設計業務委託費 * 内訳表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
* * 直接原価 * *											
* * その他原価 * *											
* * 業務原価 * *											
* * 一般管理費等 * *											
* * 業務価格 * *											
* * 消費税相当額 * *											
* * 業務費計 * *											

施工代価表

頁0-0005

一般橋梁
職員点検 規制無

V000031

単第0 -0001 表

幅員 4 m程度 橋長 2 m以上 5 m以下

10 橋 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
計画準備 職員点検 交通規制無	10	橋			VV000011000 単第0-0002 表
定期点検 幅員 4 m程度 橋長 2 m以上 5 m以下 職員点検	10	橋			VV000021010 単第0-0003 表
報告書作成 一般橋梁 職員点検	10	橋			VV000030000 単第0-0004 表
* * * 合計 * * *	10	橋			
* * * 単位当たり * * *	1	橋			

計画準備
職員点検 交通規制無

VV000011000

施工代価表

単第0 -0002 表

頁0-0006

10 橋 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 内業	0.34	人			R0610
技師（ A ） 内業	0.16	人			R0620
技師（ B ） 内業	0.34	人			R0630
技師（ C ） 内業	0.49	人			R0640
技師（ D ）（ 技術員 ） 内業	0.34	人			R0645
＊ ＊ ＊ 合計 ＊ ＊ ＊	10	橋			
＊ ＊ ＊ 単位当たり ＊ ＊ ＊	1	橋			

施 工 代 価 表

VV000021010

単第0 -0003 表

10 橋 当り

定期点検
幅員 4 m程度 橋長 2 m以上 5 m以下

職員点検

名 称 ・ 規 格 な ど	数	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（ B ） 外業	1.0	人			R0890
技師（ C ） 外業	1.0	人			R0900
技術員 外業	1.0	人			R0905
*** 合計 ***	10	橋			
*** 単位当たり ***	1	橋			

施工代価表

名 称 ・ 規 格 な ど	数	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 内業	0.3	人			R0610
技師（ A ） 内業	0.3	人			R0620
技師（ B ） 内業	0.6	人			R0630
技師（ C ） 内業	0.6	人			R0640
技師（ D ）（ 技術員 ） 内業	0.9	人			R0645
*** 合計 ***	10	橋			
*** 単位当たり ***	1	橋			

施工代価表

頁0-0009

一般橋梁
職員点検 規制無

V000035

単第0 -0005 表

幅員 8 m程度 橋長 2 m以上 5 m以下

10 橋 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
計画準備 職員点検 交通規制無	10	橋			VV000011000 単第0-0002 表
定期点検 幅員 8 m程度 橋長 2 m以上 5 m以下 職員点検	10	橋			VV000021020 単第0-0006 表
報告書作成 一般橋梁 職員点検	10	橋			VV000030000 単第0-0004 表
* * * 合計 * * *	10	橋			
* * * 単位当たり * * *	1	橋			

施 工 代 価 表

VV000021020

単第0 -0006 表

10 橋 当り

定期点検
幅員 8 m程度 橋長 2 m以上 5 m以下

職員点検

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（ B ） 外業	1.2	人			R0890
技師（ C ） 外業	1.2	人			R0900
技術員 外業	1.2	人			R0905
*** 合計 ***	10	橋			
*** 単位当たり ***	1	橋			

施 工 代 価 表

頁0-0011

一般橋梁
職員点検 規制無

V000042

単第0 -0007 表

幅員 1 2 m程度 橋長 2 m以上 5 m以下

10 橋 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
計画準備 職員点検 交通規制無	10	橋			VV000011000 単第0-0002 表
定期点検 幅員 1 2 m程度 橋長 2 m以上 5 m以下 職員点検	10	橋			VV000021030 単第0-0008 表
報告書作成 一般橋梁 職員点検	10	橋			VV000030000 単第0-0004 表
* * * 合計 * * *	10	橋			
* * * 単位当たり * * *	1	橋			

施 工 代 価 表

VV000021030

単第0 -0008 表

10 橋 当り

定期点検
幅員 1 2 m程度 橋長 2 m以上 5 m以下

職員点検

名 称 ・ 規 格 な ど	数	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（ B ） 外業	1.4	人			R0890
技師（ C ） 外業	1.4	人			R0900
技術員 外業	1.4	人			R0905
*** 合計 ***	10	橋			
*** 単位当たり ***	1	橋			

施 工 代 価 表

SY210009

単第0 -0009 表

1 業務 当り

打合せ等
中間打合せ回数=2回

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 内業		人			R0610
技師（ A ） 内業		人			R0620
技師（ B ） 内業		人			R0630
*** 単位当たり ***	1	業務			
A=2 中間打合せ回数					

数量総括表

種別	規格1	規格2	単位	数量
一般橋梁				
職員点検	計画準備・定期点検・報告書作成	規制無		
	幅員4m程度	橋長2m以上5m以下	橋	28
	幅員8m程度	橋長2m以上5m以下	橋	6
	幅員12m程度	橋長2m以上5m以下	橋	3
打合せ等	中間打合せ2回		業務	1

点検施設 一覧表

番号	地区	施設ID	旧ID	施設名	路線名	施設長	全幅員	形式	径間	点検区分			
						(m)	(m)			種別	区分	手法	規制
1	菊川	BR0-00791	460781	ムイキョウ菊川0002	大間～栢ノ木線	3.0	4.4	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
2	菊川	BR0-00794	460784	ムイキョウ菊川0005	河原上/原線	4.0	3.7	その他	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
3	菊川	BR0-00799	460792	高岸橋	上大野吉田線	5.0	3.4	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
4	菊川	BR0-00803	460796	柿の木橋	三町下保木線	4.1	7.6	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
5	菊川	BR0-00815	460810	鳥落橋	田部山田線	2.5	2.1	その他	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
6	菊川	BR0-00817	460813	水神橋	田部水神線	4.4	4.3	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
7	菊川	BR0-00852	460849	小畑橋	中/田～寺門前線	4.3	8.6	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
8	豊田	BR0-00911	471291	坂口橋	ろくろや花瀬線	3.4	3.8	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
9	豊田	BR0-00912	471292	西の沖橋	西の沖線	4.1	2.9	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
10	豊田	BR0-00923	471303	十歩田橋	殿居開作線	2.0	4.3	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
11	豊田	BR0-00926	471306	滝の口橋	殿居開作線	2.9	4.5	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
12	豊田	BR0-00927	471307	堂ヶ原橋	殿居開作線	2.5	4.5	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
13	豊田	BR0-00947	471327	野谷橋	野谷線	4.4	3.3	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
14	豊田	BR0-01074	471456	三反田橋	殿敷2号線	4.5	4.5	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
15	豊田	BR0-01083	471465	風呂ヶ迫橋	風呂ヶ迫線	4.8	3.0	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
16	豊田	BR0-01085	471467	穴田橋	諏山穴田線	2.3	7.0	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
17	豊田	BR0-01087	471469	杉ヶ森橋	高熊阿座上線	2.8	4.4	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
18	豊浦	BR0-01129	480904	水上橋	水上線	4.2	4.8	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
19	豊浦	BR0-01132	480907	宮の前橋	宮の前線	2.1	4.0	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
20	豊浦	BR0-01137	480912	汐入松原橋	汐入松原線	3.5	4.3	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
21	豊浦	BR0-01145	480921	狩宿橋	豊洋台線	4.0	10.6	その他	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
22	豊浦	BR0-01152	480928	ムイキョウ6	北田線	2.5	2.5	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
23	豊浦	BR0-01196	480972	前江良橋	向畔湯町線	4.1	6.6	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
24	豊浦	BR0-01229	481005	三ノ浜橋	川棚小串海岸線	4.7	13.0	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
25	豊浦	BR0-01232	481008	ムイキョウ26	小串海岸線	2.6	4.4	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
26	豊浦	BR0-01261	481037	井ノ原橋	大久保線	3.6	4.5	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
27	豊浦	BR0-01263	481039	ムイキョウ32	五重田線	4.9	6.0	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
28	豊北	BR0-01273	491048	大代橋	神田口寺畑線	4.9	7.4	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
29	豊北	BR0-01288	491063	平畑橋	大曲特牛駅線	4.6	4.3	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
30	豊北	BR0-01312	491086	上野1号橋	直子下田線	4.8	22.3	その他	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
31	豊北	BR0-01329	491103	黒石橋	特牛平畑線	4.6	3.0	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
32	豊北	BR0-01338	491112	猿渡橋	大音阿川停車場線	4.6	4.3	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
33	豊北	BR0-01343	491117	神田橋	特牛小浜村線	4.0	3.9	PC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
34	豊北	BR0-01345	491119	大川橋	大川鳴滝2号線	4.0	2.5	PC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
35	豊北	BR0-01350	491124	岩名橋	辻ヶ畑寺川2号線	3.8	3.8	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
36	豊北	BR0-01352	491126	新西橋	中東東浦線	3.4	4.6	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無
37	豊北	BR0-01411	491186	木の根橋	上大庭木の根原線	5.0	4.3	RC 橋	1	一般橋梁	職員点検	地上梯子	無

[illegible]

[illegible]

機械経費算出表									
	BT200	BT400	リフト10m	リフト20m	小型船舶	桟組足場	ロープアクセス	その他	合計
委託B_数量算出表_4m	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託B_数量算出表_8m	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託B_数量算出表_12m	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託B_溝橋_数量算出表	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職員_規制有_数量算出表_4m	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職員_規制無_数量算出表_4m	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職員_規制有_数量算出表_8m	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職員_規制無_数量算出表_8m	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職員_規制有_数量算出表_12m	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職員_規制無_数量算出表_12m	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職員_溝橋_規制有_数量算出表	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職員_溝橋_規制無_数量算出表	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	
日当り作業量	500	800	500	500	300				
所要日数	0	0	0	0	0				
交通規制設備 (現場・日)	0	0	0	0	0				0
交通誘導員B (人・日)	0	0	0	0	0				0

特記仕様書

(共通)

1. この仕様書に定めのない事項については、契約図書、山口県業務委託共通仕様書、監督職員の指示に従うものとする。
2. 優先順位は、監督職員の指示、特記仕様書、共通仕様書の順とする。
3. 目的
本業務は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止、および橋梁の適切な維持管理のために必要な情報を得ることを目的に実施し、損傷状況の把握、対策区分の判定、健全性の診断、および点検結果の記録を行うものである。
4. 業務範囲
本業務の対象橋梁は、別紙「点検施設一覧表」に示す。
5. 実施計画
受注者は、契約締結後速やかに業務計画書、工程表、管理技術者および照査技術者届、その他関係書類を発注者に提出しなければならない。
6. 守秘義務
 - (1) 本業務における成果は、全て発注者に帰属するものであり、受注者は委託の過程及び結果から知り得た情報について発注者の許可なく公表してはならない。
 - (2) 発注者より貸与された資料及び成果品について、受注者は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとする。
7. 貸与資料
本業務を実施する上で必要となる資料は、発注者が承認した受注者側の管理技術者に貸与するものとする。
貸与する資料は下記のとおりとする
・既往橋梁点検資料
8. 労働環境改善の取組
 - (1) 業務の実施にあたっては、「調査・設計等業務におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
 - (2) 今後の労働環境改善のため、後日アンケートを実施する場合には、受注者は調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。

9. 管理技術者、照査技術者は、以下のいずれかの資格保有者とすること。

- (1) 技術士〔総合技術監理部門（建設-鋼構造及びコンクリート）、建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕
- (2) R C C M（鋼構造及びコンクリート）
- (3) 国土交通省登録技術者資格（施設分類「橋梁」、業務「計画・調査・設計」、知識・技術を求める者「管理技術者・照査技術者」）
- (4) 建設コンサルタント登録規定に基づく技術管理者〔鋼構造及びコンクリート〕
- (5) 土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者〔特別上級技術者（分野：メンテナンス）、上級技術者コース A（分野：メンテナンス）又はコース B（分野：橋梁）、1 級技術者コース A－分野：メンテナンス）又はコース B（分野：橋梁）〕
- (6) 国土交通省登録技術者資格において、以下の担当技術者に該当する資格
〔鋼橋〕
施設分野：橋梁（鋼橋）
業務：点検・診断に該当する資格
〔コンクリート橋〕
施設分野：橋梁（コンクリート橋）
業務：点検・診断に該当する資格

10. 適用指針

本業務は、下記の基準等の最新版に準拠して行うものとする。

- (1) 山口県橋梁点検要領（案）
- (2) 道路橋定期点検要領
- (3) 橋梁定期点検要領
- (4) 点検支援技術性能カタログ（案）
- (5) その他必要となる技術基準等

（橋梁等点検業務）

1. 橋梁等定期点検（職員点検）

1－1 計画準備

業務計画書及び、詳細な点検計画となる実施計画書を作成する。

作成にあたっては、初回協議において、過年度資料等を用い、交通規制の要否、近接手段等について情報収集整理を行い、点検方針を決めるものとする。

交通規制を要する橋梁については、現地踏査を行い、必要な情報を収集し、定期点検に必要な関係機関等との協議用資料や説明用資料等を作成すること。

受注者は、全国道路施設点検データベースに登録し、必要に応じデータの閲覧や取得すること。

1－2 定期点検

道路橋定期点検要領に定める記録様式を用い、各径間の部位・部材毎で損傷種類に応じて損傷区分を評価し、各径間の中で最も悪い損傷をその橋の部位・部材における損傷区分として下記資料を作成すること。

なお、損傷等の写真については、健全箇所も含め、橋梁全体の状況が把握できる可能な限りの範囲を撮影することを基本とし、記録様式添付写真以外にも納品の対象とする。

<作成資料>

委託 B 点検

道路橋定期点検要領に基づく、様式 1～3

山口県橋梁定期点検要領（案）に基づく、「点検調書（その 1～4）」

山口県橋梁定期点検要領（案）に基づく、「基礎データ入力表」

職員点検

道路橋定期点検要領に基づく、様式 1～3

山口県橋梁定期点検要領（案）に基づく、「基礎データ入力表」

1－3 報告書作成

定期点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行う。なお、とりまとめにあたっては、「橋梁点検一覧表」を作成し、点検時に作成した資料と併せて、電子媒体でも納品すること。

受注者は、内容について監督職員に承諾を得た協議道路橋定期点検要領に基づく様式 1～3 を、全国施設点検データベースに登録すること。

1－4 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果物納入時に行う。

業務着手時

業務計画書を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、定期点検に必要な資料等の貸与を行う。

中間打合せ

現地踏査完了時や現地での点検終了時等の区切りにおいて行う。

成果物納入時

成果物のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

2. 橋梁点検の体制

橋梁点検に係る点検体制は以下の通りとする。

点検は、以下のいずれかの資格を有する者で実施すること

（１）本業務における管理技術者と同等の資格

（２）国土交通省登録技術者資格において、以下に該当する資格

・鋼橋「施設分野：橋梁（鋼橋）－業務：点検」

- ・コンクリート橋「施設分野：橋梁（コンクリート橋）－業務：点検」
- ・トンネル「施設分野：トンネル－業務：点検」

診断は、以下のいずれかの資格を有する担当技術者が行うこと。

- （１）本業務における管理技術者と同等の資格
- （２）国土交通省登録技術者資格において、以下に該当する資格
 - ・鋼橋「施設分野：橋梁（鋼橋）－業務：診断」
 - ・コンクリート橋「施設分野：橋梁（コンクリート橋）－業務：診断」
 - ・トンネル「施設分野：トンネル－業務：診断」

3. 緊急対応

現場作業時に緊急対応が必要とされる損傷が発見された場合は、直ちに監督職員に報告すること。

4. 新技術等の活用検討について

受注者は、計画準備の際に、個別の施設ごとに定期点検にて新技術等※１を活用することで、費用の縮減や事業の効率化が図れるか否かを必ず検討すること。なお、新技術等の活用検討にあたっては、当該新技術等の適用箇所、適用条件等に留意すること。

検討の結果、効率化等の効果が期待できる場合は、新技術等を積極的に活用すること。新技術等の活用の可否について、検討結果を記録し、定期点検において新技術等を活用した場合には、活用記録表も作成すること。（結果的に活用しなかった場合も、検討結果の記録は作成すること。）これらの記録は、成果品の一部として納品すること。

※１ 定期点検における新技術等とは、国土交通省が作成している「点検支援性能カタログ（案）」に掲載されている技術を指す。

別紙2

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受注者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。